

令和 7 年度保育施設の新規入所申込について

令和 7 年 4 月入所の受付は、
令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 7 年 1 月 31 日（金）までです

受付期間に申込みされなかった場合は、原則、保育施設の定員に余裕がある場合を除き、入所することができません。期間内の申込をお願いします。

■ 入所手続きが可能な保育施設

施設名	所在地	電話番号
古月保育所	鞍手町大字木月 1 1 1 - 1	0 9 4 9 - 4 2 - 0 2 7 7
鞍手あゆみこども園	鞍手町大字中山 2 2 1 3 - 1	0 9 4 9 - 4 2 - 0 3 0 0
鞍手のぞみこども園	鞍手町大字新延 1 9 8 6	0 9 4 9 - 4 2 - 5 9 1 1

（上記以外の町外保育施設への入所については、役場までお問い合わせください。）

■ 提出書類

1. 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

2. 保育を必要とする理由を証明する書類（就労証明書等） ※裏面参照

父母は必ず提出してください。

18 歳以上 60 歳未満の同居祖父母等（世帯分離を含む）については、
必須ではありませんが、提出がない場合は優先度が下がります。

3. マイナンバー（個人番号）申出書（すでに家族全員分を提出している場合は不要）

■ 提出先

役場 健康こども課 子育て支援係（1 月 6 日より新庁舎となります）

※在園児の弟妹の申込書類は、利用中の保育施設へご提出ください。

■ 注意事項

※申込の際は、必要な書類をすべて揃えて提出してください。

※書類不足の場合は受付できませんので、入所の決定が遅れたり、保育施設の定員の状況によっては入所できなくなりますのでご注意ください。

※教育・保育給付認定通知書（入所承諾書または入所保留通知書）等は、令和 7 年 3 月上旬頃に発送する予定です。

鞍手町 健康こども課 子育て支援係

TEL 0 9 4 9 - 4 2 - 2 1 1 1（内線 2 6 2）

■ 保育を必要とする理由を証明する書類について

保育施設の利用を希望する場合は、保護者が以下のいずれかの「保育を必要とする理由」を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。

	保育を必要とする理由	必要な書類	認定有効期間 (目安)
(1)	月 48 時間以上就労している	就労証明書（自営業の場合は、以下のとおり） ・ 事業所の印鑑を押印 ・ 個人事業開業届等の事業を行っていることがわかる書類を添付	就労している期間
(2)	妊娠中、または出産から間がない	申立書（以下のいずれかの書類を添付） ・ 母子手帳の写し ・ 出産（予定）日等がわかる書類	出産前 2 か月 出産後 2 か月
(3)	疾病もしくは負傷 精神や身体に障がいがある	申立書（以下のいずれかの書類を添付） ・ 医師の診断書 ・ 障害者手帳、療育手帳等の写し	診断書等により必要な期間
(4)	同居もしくは長期間入院等をしている親族を常時、介護または看護している	申立書（以下のいずれかの書類を添付） ・ 医師の診断書 ・ 障害者手帳や介護保険証（認定済）の写し等 ・ 介護または看護される人の状態がわかる書類	介護または看護が必要な期間
(5)	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている	申立書（以下の書類を添付） ・ 罹災証明書	必要な期間
(6)	就職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	誓約書（就職活動での認定期間が 4 か月を超える場合は以下の書類を添付） ・ 就職活動をしていることがわかる書類	認定日から 3 か月間
(7)	就学している（職業訓練校等における就業訓練を含む）	申立書（以下の書類を添付） ・ 在学を証明できる書類（在学証明書等）	就学している期間
(8)	保護者のどちらかが育児休業を取得する場合※であって、既に町内の保育施設を利用している子どもの継続利用が必要である場合	就労証明書（育児休業の期間が記載されていること）	育児休業開始日から 1 年間

※育児休業を取得せず退職した場合も、一定の要件を満たす場合は「保育を必要とする理由」に該当します。
詳しくはお問い合わせください。

【教育・保育給付認定により決定される項目】

- ・ 保育を利用できる期間（教育・保育給付認定有効期間）
- ・ 保育を利用できる時間（保育必要量）

※保育を利用できる時間は、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の 2 区分です。

※就労が理由の場合、標準時間認定は 1 か月 120 時間以上、短時間認定は 1 か月 48 時間以上の就労が必要です。

※保育標準時間認定は最大 11 時間まで、保育短時間認定の場合は最大 8 時間まで保育の利用が可能です。

【利用者負担額（保育料）に関する事項】

利用者負担額（保育料）は、4 月から 8 月までは前年度（令和 6 年度）の、9 月から翌年 3 月までは当年度（令和 7 年度）の市町村民税額で算定するため、9 月に保育料が変更になる場合があります。保育料が変更になった場合でも 4 月に遡っての返還や追加徴収はありません。